

16の項の中欄に掲げる貨物					
第4条第1項第3号【16の項(1)に掲げる貨物】					
	核兵器等の開発等に 用いられるおそれ		通常兵器の開発等に 用いられるおそれ		核兵器等及び通常 兵器の開発等に用 いられるおそれが ない
	用途及び需 要者要件 イ	インフォー ム要件 ロ	用途 要件 ハ	インフォー ム要件 ニ	
国連武器禁輸国・地域	○	○	○	○	
上記を除く非ホワイト地域	○	○		○	
第4条第1項第4号【16の項(2)に掲げる貨物】					
国連武器禁輸国・地域	○	○	○	○	
上記を除く非ホワイト地域	○	○			

○印は許可の取得が必要

図 1 . 輸出令第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の構造

国連武器禁輸国・地域：
輸出令別表第 3 の 2（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンの10カ国）

図2 輸出令 別表第 1

項	中欄	下欄
16	(1)特に通常兵器の開発等に用いられる危険性の高い32品目（特定32品目） (2)関税定率法別表第25類から40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する品目	全地域 (別表第3に掲げる地域を除く。)